



高度無線環境整備推進事業(二次補正予算)の概要

別紙

- 地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を支援。
- 本事業の対象地域は、原則、条件不利地域であるが、今回の二次補正予算においては、財政力指数0.8以下の自治体、人口密度500人/km²以下の町字のいずれかに該当する地域にも特例的に拡大して支援。

ア 事業主体：直接補助事業者：都道府県、市町村、第3セクター
間接補助事業者：電気通信事業者

イ 対象地域：下記①～③のいずれかに該当する地域
①条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）、
②財政力指数0.8以下の自治体、③人口密度500人/km²以下の町字

ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：（自治体が整備を行う場合）

【離島】	
国	自治体
2/3	
1/3	

【離島以外】	
国（※）	自治体（※）
1/2	1/2

（※）財政力指数0.5
以上の自治体は
国庫補助率1/3

（第3セクター・電気通信事業者が整備を行う場合）

【離島】	
国	3セク等
1/2	1/2
【離島以外】	
国	3セク等
1/3	2/3

